

3. 政策動向の整理

国、秋田県および秋田市の上位・関連計画並びに関係施策について、内容および方針等を整理した。

整理結果の概要は以下のとおりである。

【国の政策動向の整理】

- ◆国は、各種政府方針の中に「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」を明確に位置づけ、強力に推し進めていくため、コンパクトシティの実現に向けた取組み方針を明示している。
 - ①経済財政運営と改革の基本方針 2016：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定
 - ②まち・ひと・しごと創生基本方針 2016：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定
 - ③日本再興戦略 2016（成長戦略）：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定
 - ④ニッポン一億総活躍プラン：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定
 - ⑤未来への投資を実現する経済対策について：平成 28 年 8 月 2 日閣議決定
- ◆まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組を強力に支援するため、コンパクトシティ形成支援チームを設置している。
- ◆立地適正化計画に係る医療・高齢者福祉・子育て支援等の各関係施策の連携の充実に向け、地方自治体宛てに技術的助言を通知している。
 - ①コンパクトシティと関係施策の連携の推進について（平成 27 年 9 月 30 日通知）
 - ②地域医療施策と都市計画施策の連携によるコンパクトなまちづくりの推進について（平成 28 年 2 月 5 日通知）
 - ③高齢者向け住まい施策と連携したコンパクトなまちづくりの推進について（平成 28 年 3 月 29 日通知）
 - ④地域包括ケア及び子育て施策との連携によるコンパクトなまちづくりの推進について（平成 28 年 10 月 4 日通知）

【県・市の政策動向の整理】

- ◆「新・県都『あきた』成長プラン（第 13 次秋田市総合計画）」では、都心・中心市街地を本紙の顔となる各種高次都市機能の集積を図る拠点として、6 つの地域中心を地域特性を踏まえた生活サービスの拠点とし、持続可能なコンパクトな市街地形成を目指すとしている。
- ◆「秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「第 6 次秋田市総合都市計画」の各将来都市構造は、下記を拠点として位置付け、各拠点を連携させるものとしている。
 - 都心又は都心・中心市街地：中心市街地を含む秋田駅から山王地区
 - 地域中心（生活拠点）：秋田駅東地区（東部）、新屋地区（西部）、秋田新都市地区（南部）、土崎地区（北部）、和田地区（河辺）、妙法地区（雄和）
- ◆「第 2 次秋田市総合交通戦略」においても、上記の考え方にに基づき、現在の交通結節点を基本とした秋田市の目指すべき将来都市構造を示している。
- ◆その他、「第 2 次秋田市公共交通政策ビジョン」「第 2 期秋田市中心市街地活性化基本計画（原案）」「秋田市住生活基本計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各種計画・事業が進められる予定である。

3.1 国の政策動向の整理

国の関係施策について、内容および方針等を整理した。

3.1.1 各種政府方針におけるコンパクトシティ関連の記述

国は、各種政府方針の中に「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」を明確に位置づけ、強力で進めていく考えである。

各種政府方針におけるコンパクトシティ関連の記述の概要は、以下のとおりである。

【経済財政運営と改革の基本方針 2016：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定】

- ◆「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」および「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」に基づき、①地方創生の深化を実現する政策の推進、②地方における地域特性に応じた戦略の推進、③多様な地方支援の推進、を進めていく具体的な取組みの一つとして、コンパクト・プラス・ネットワークの推進を挙げている。

【まち・ひと・しごと創生基本方針 2016：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定】

- ◆コンパクト・プラス・ネットワークの推進にあたり、以下を進めていくことを位置付けている。
 - ①都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成、先進的な取組事例の公表等により、ノウハウの蓄積・横展開を図る
 - ②健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組みの効果検証を促すとともに、関係府省庁が継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る
 - ③人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等を開発する
 - ④公共交通の利便性向上を進める

【日本再興戦略 2016（成長戦略）：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定】

- ◆「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組みを進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラストック効果が最大限発揮される取組みを進める。

【ニッポン一億総活躍プラン：平成 28 年 6 月 2 日閣議決定】

- ◆持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組みを促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進する。

【未来への投資を実現する経済対策について：平成 28 年 8 月 2 日閣議決定】

- ◆市街地の拡散等の課題を抱える地域において、拠点地区への機能集約や地域公共交通の再構築等を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を図る。

各種政府方針におけるコンパクトシティ関連の記述（抜粋）

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

第 2 章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

①地方創生

一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである地方創生の本格展開に向けて、東京一極集中を是正し人口減少に歯止めをかけることを目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づき、①地方創生の深化を実現する政策の推進、②地方における地域特性に応じた戦略の推進、③多様な地方支援の推進、に取り組む。

具体的には、日本版DMOや地域商社を通じた地域ブランドの確立、日本型イノベーション・エコシステムの形成による地域イノベーションの促進、IoTを活用した地域サービス産業の生産性向上、コンパクト・プラス・ネットワークの推進や稼げるまちづくり等により、ローカル・アベノミクスの実現に寄与する。また、知の拠点としての地方大学活性化や大都市圏への学生集中の抑制、政府関係機関の移転と企業の地方拠点強化等を通じた地方定着・移住の促進、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等により、地方で人々が安心して生活を営める社会環境をつくり出す。

(5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

①社会資本整備の重点化と生産性革命

社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性の向上を図りつつ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。

④都市の活力の向上等

都市の活力を高め、にぎわいを創出するため、都市計画と他の政策分野（産業振興、子育て支援、高齢化対応、物流、防災等）との横断的連携を強化し、コンパクト・プラス・ネットワークの形成や未利用資産の有効活用を進める。その際的手法として、多様なPPP/PFI事業を積極的に活用する。また、ビッグデータの活用により、まちづくりの新たな計画手法を開発するとともに、公共交通の利便性向上のための取組を進め、需要喚起を促し、公共交通ネットワークの再構築を推進する。

出典：第7回コンパクトシティ形成支援チーム会議配布資料

第3章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野毎の改革の取組

(2) 社会資本整備等

① 基本的な考え方

本格的な人口減少を迎える中であっても、我が国経済社会の活力と魅力を維持・向上させるために、持続可能な都市構造の実現を図るとともに、成長の基礎となる社会資本整備を着実に進めていくことが重要である。

そのためには、都市における土地利用の基本的な制度の在り方についても検討を進めていくとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中であっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく。

② コンパクト・プラス・ネットワークの推進

平成 32 年までに全国 150 の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である。そのため、まず、コンパクトシティがもたらす健康増進効果や財政効果などの多様な効用を明らかにする指標を開発するとともに、ビッグデータを活用した人の行動情報等に基づく効果的な計画策定を推進する。また、地域の発意による先進事例の横展開を図るとともに、関係府省庁が横断的に計画の策定と計画内容の実現を強力に支援する。さらに、支援策の効果について検証し、支援策の充実や重点化に取り組むほか、投資や円滑な買換の促進等、中心市街地の土地・資産の流動性を高める方策を講ずる。その際、コンパクトシティの形成と連携し、持続的な公共交通ネットワークの再構築を推進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

Ⅲ. 各分野の政策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

① 稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等

◎ コンパクト・プラス・ネットワークの推進【対応の方針】

都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成、先進的な取組事例の公表等により、ノウハウの蓄積・横展開を図り、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。また、健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組の効果検証を促すとともに関係府省庁が継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る。加えて、人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等を開発するとともに、公共交通の利便性向上を進める。

出典：第7回コンパクトシティ形成支援チーム会議配布資料

日本再興戦略 2016（成長戦略）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

第 2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

11. 都市の競争力の向上と産業インフラ機能強化

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向

(12) 国土強靱化、ストック効果の高い社会資本整備

社会資本整備については、社会資本整備重点計画等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。

国土強靱化については、PDCA を徹底しつつ、「国土強靱化アクションプラン2016」に定められた取組を着実に進める。特に、地域計画の策定・実施を促進するとともに、民間の主体的取組を促進する。大規模地震や多様な自然災害に対し、防災・減災の取組を推進する。

持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進する。

「PPP/PFI 推進アクションプラン」で定められた事業規模目標達成のため、重点分野におけるコンセッション事業を推進するとともに、PPP/PFI を優先的に検討する枠組みの実効ある運用や地域プラットフォームの形成を推進する。

未来への投資を実現する経済対策について（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）

第 2 章 取り組む施策

II. 21 世紀型のインフラ整備

(3) リニア中央新幹線や整備新幹線等の整備加速

② 成長の基盤となるインフラ整備

- ・大都市圏環状道路等の物流ネットワークの強化や渋滞対策、開かずの踏切等の対策を推進する。
- ・民間都市開発事業を推進するとともに、船舶の大型化に対応して国際戦略港湾等の整備を進める。
- ・市街地の拡散等の課題を抱える地域において、拠点地区への機能集約や地域公共交通の再構築等を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を図る。

出典：第 7 回コンパクトシティ形成支援チーム会議配布資料

3.1.2 コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組を強力に支援するため、コンパクトシティ形成支援チームを設置している。

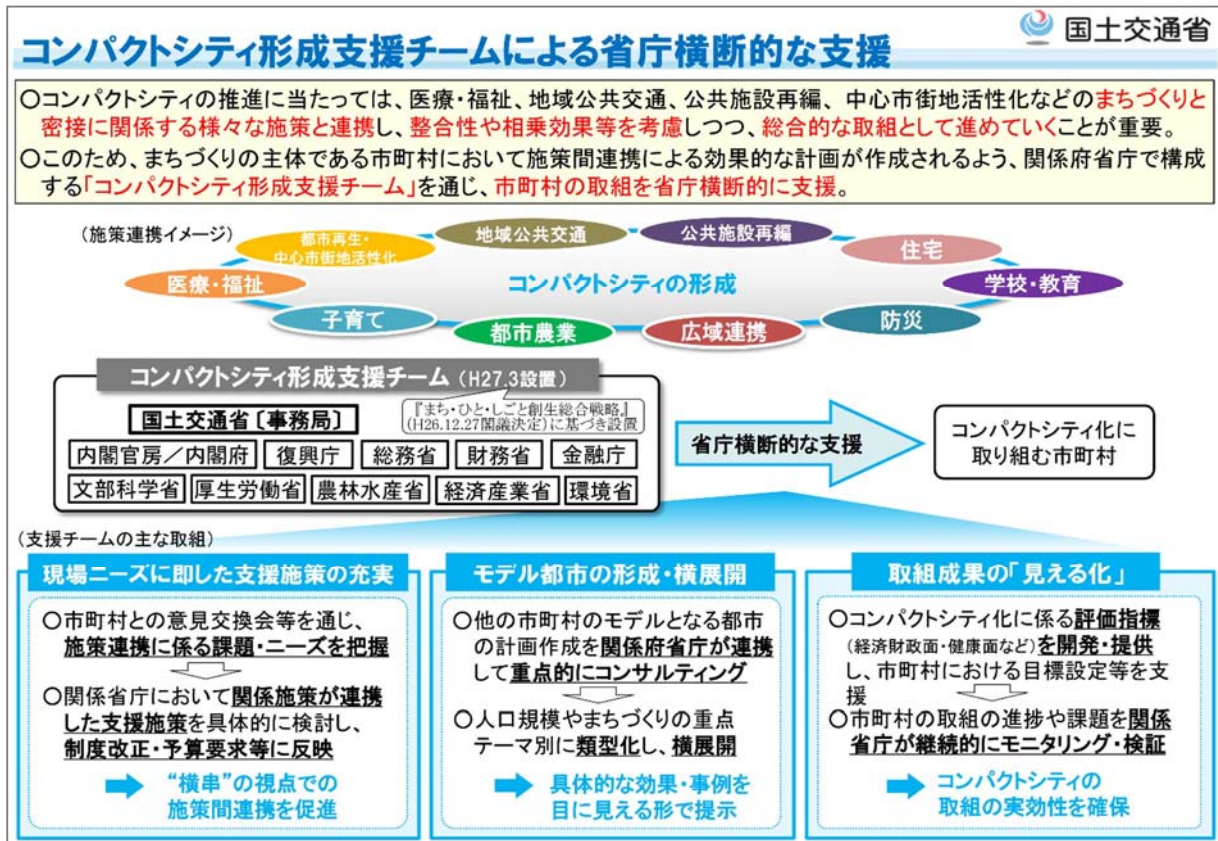


図 3-1 コンパクトシティ形成支援チームの概要

出典：国土交通省資料

3.1.3 立地適正化計画に係る関係施策の連携の充実に係る取組み

立地適正化計画に係る医療・高齢者福祉・子育て支援等の各関係施策の連携の充実に向け、地方自治体宛てに技術的助言を通知している。

「コンパクトなまちづくり」の推進に係る技術的助言は以下のとおりである。

(1) コンパクトシティと関係施策の連携の推進について（平成 27 年 9 月 30 日通知）

- 立地適正化計画の作成などコンパクトシティの形成に向けた取組が、公共交通、中心市街地活性化、医療・福祉、子育て、公共施設再編、都市農地、住宅、学校、防災等のまちづくりに関わる様々な関係施策との連携の下で総合的に実施されるよう、庁内関係部局間の緊密な連携について特段の配慮を依頼。

(2) 地域医療施策と都市計画施策の連携によるコンパクトなまちづくりの推進について(平成28年2月5日通知)

《地域医療主管部局との調整》

- コンパクトシティ施策の推進に当たり、都道府県が定める医療計画を念頭に、庁内地域医療主管部局との連携を図りつつ、都道府県地域医療主管部局との調整を図るよう依頼。(必要に応じて、都道府県地域医療主管部局の協力のもと、他市町村の地域医療主管部局との調整を行うことも考えられる。)

《市町村都市再生協議会の活用》

- 都市再生特別措置法に基づく市町村都市再生協議会が行う立地適正化計画およびその実施に関する協議に際し、医療施設の適切な立地について協議する必要がある場合、都道府県および関係市町村の地域医療主管部局への出席依頼など、必要な協力を求めるよう依頼。

《地域医療分野における会議の活用》

- 医療施設の適切な立地の検討に際し、必要がある場合は、都道府県や庁内の地域医療主管部局と連携し、地域医療分野で設置している会議の活用を検討するよう依頼。
 - 都道府県ごとに設置される医療審議会、地域医療対策協議会
 - 二次医療圏、構想区域等ごとに設置される圏域連携会議、地域医療構想調整会議

《その他の会議による連携》

- コンパクトシティ施策の推進に当たり、市町村都市再生協議会や地域医療分野における会議とは別に協議の場を設ける場合は、地域医療施策との連携を進めるため、必要に応じて、都道府県や庁内の地域医療主管部局に対して協力を求めるなど、常に緊密な連携を図るよう依頼。

(3) 高齢者向け住まい施策と連携したコンパクトなまちづくりの推進について(平成28年3月29日通知)

《サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取への対応体制の整備について》

- 市町村都市計画担当部局は、立地適正化計画の作成に際し、高齢者向け住まい担当部局と連携し、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取を適切に対応する体制の整備を進めるよう依頼。(体制の整備に当たっては、立地適正化計画の作成後、医療・介護施設等に係る都市機能誘導、居住誘導等の状況とサービス付き高齢者向け住宅の供給等の状況が市町村の都市計画担当部局と高齢者向け住まい担当部局の間で十分に共有される体制となるように留意する。)

《居住誘導区域への誘導の対象とすべき施設の精査について》

- 市町村都市計画担当部局は、立地適正化計画の作成に際し、サービス付き高齢者向け住宅のうち、建築基準法上の用途が住宅に該当しないものを市町村の条例に定めることについて、高齢者向け住まい担当部局と十分な連携のうえで検討を進めるよう依頼。

《地域における高齢者住宅の必要量の推計等と都市の居住の実態に係る分析等の整合について》

- 市町村都市計画担当部局が立地適正化計画の作成のために都市の居住の実態に係る分析、居住誘導施策の検討等を行う際には、高齢者向け住まい担当部局とも連携し、その内容が地域におけるサービス付き高齢者向け住宅の必要量の推計、供給方法の検討等と整合したものとなるよう、十分な調整を行うことが必要。

《都道府県の都市計画担当部局及び高齢者向け住まい担当部局との連携について》

- 市町村は、都市計画担当部局と高齢者向け住まい担当部局との連携を円滑に進めるために必要な場合には、都道府県の都市計画担当部局および高齢者向け住まい担当部局に、市町村都市再生協議会への出席を依頼するなど、必要な協力を求めるよう依頼。

(4) 地域包括ケア及び子育て施策との連携によるコンパクトなまちづくりの推進について（平成 28 年 10 月 4 日通知）

《地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成の連携における留意点》

- コンパクトシティ施策に取り組む市町村は、高齢者の居住地、地域公共交通ネットワーク等や、障害福祉サービス等を含む医療・介護サービスの提供体制について、将来の都市像を考慮し、適切な検討を実施するよう依頼。
- コンパクトシティ施策に取り組む市町村が子育て支援に関する施設を整備する際、将来の都市像を考慮し、子育て世帯の居住地、勤務地、医療機関等の関連施設、地域公共交通ネットワークの状況等に応じ、適切な検討を実施するよう依頼。

《多世代交流を促進する取組みとコンパクトシティ施策の連携について》

- コンパクトシティ施策に取り組む市町村が多世代交流の促進を図る際、高齢者福祉、障害者福祉又は児童福祉サービスを提供する施設や事業所のうち必要なものについて、各施設相互の近接性に考慮して立地の検討を行うことが望ましい。また、これら施設等が立地する地域に円滑に移動できるよう歩行空間等を確保することについての検討を行うよう依頼。
- なお、多世代交流に取り組む介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局においては、必要に応じ都市計画主管部局と適切な連携を図るよう依頼。

《地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進及びコンパクトシティの形成に関する会議の活用について》

- 市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局および子育て支援主管部局は、必要に応じ、地域包括ケアシステムの構築および子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成の連携を図る協議のため、以下の会議に都市計画主管部局の出席を求めるなどの対応も考えられる。
 - 地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な調整の場（会議）
 - 児童福祉法に基づき設置される児童福祉審議会
- 市町村都市再生協議会およびその他市町村が行う立地適正化計画およびその実施に関する協議の際、地域包括ケアシステムの構築および子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成との一体的推進について協議する必要があると認められるときは、介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局および子育て支援主管部局の出席を求めるなど、適切な対応を依頼。

3.2 県・市の政策動向の整理

国の関係施策について、内容および方針等を整理した。

3.2.1 現計画の将来都市構造

秋田市の市政推進の基本方針である「新・県都『あきた』成長プラン 第13次秋田市総合計画（平成28年3月）」における将来都市像の考え方を整理するとともに、秋田県策定の「秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（平成26年7月）」および秋田市策定の「第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）」に位置付けられた将来都市構造を整理した。

(1) 新・県都『あきた』成長プラン 第13次秋田市総合計画（平成28年3月）

「基本理念」「将来都市像」および将来都市構造に関連する「取組の方向」は以下のとおりである。

《基本理念》

ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし
～ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に～

➢子育ての希望をかなえられる環境づくり、新しい仕事づくりや雇用の質の向上、地域資源を活用した人をひきつけるまちづくり、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくり、暮らし・産業・自然が調和したコンパクトシティの形成などに取り組んでいく。

《将来都市像》

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 豊かで活気に満ちたまち | 2 緑あふれる環境を備えた快適なまち |
| 3 健康で安全安心に暮らせるまち | 4 家族と地域が支えあう元気なまち |
| 5 人と文化をはぐくむ誇れるまち | |

《取組の方向》

◆将来都市像1 豊かで活気に満ちたまち

（政策3 交流人口の拡大と移住促進）

【まちなぎわい】

➢中心市街地は本市をイメージする“顔”であり、コンパクトシティの核として高次都市機能の集積を図りながら、中央街区をはじめ、旭川をはさんだ大町、通町、川反地区を一体的な区域として、人々が住み、集い、買物や公共施設の利用、散策など、多機能空間として活性化を図るとともに、賑わいの創出に努めます。

◆将来都市像2 緑あふれる環境を備えた快適なまち

（政策2 都市基盤の確立）

【市街地形成】

➢今後の人口減少・少子高齢化を見据え、あらゆる市民が生活に必要なサービスを容易に享受できるよう、市街地の拡大を抑制するとともに、これまで市街地内で蓄積してきた都市基盤施設や都市機能を有効活用しながら、都心・中心市街地を本市の顔となる各種高次都市機能の集積を図る拠点として、また、6つの地域中心を地域特性を踏まえた生活サービスの拠点として都市機能誘導や居住誘導を図り、持続可能なコンパクトな市街地形成を目指します。

(2) 秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（平成 26 年 7 月）

「目標とする市街地像」は以下のとおりである。

①都市機能の集積による魅力ある都市づくり

◆活力とにぎわいのある都心の形成

➢秋田駅周辺、千秋、中通および山王地区については、商業・業務の都市機能を強化するとともに、街なか居住の推進や回遊性の向上により、活力とにぎわいのある都心を目指す

◆力強い工業・流通業務拠点の形成

➢臨海部の工業地帯および内陸の工業団地については、企業誘致等による更なる業務集積により、県の産業経済をリードする力強い工業・流通業務拠点をを目指す

②交流と連携を指せる活力ある都市づくり

◆グローバルな広域交通結節拠点等の形成

➢秋田港および秋田空港の機能拡充や利便性向上を図ることにより、グローバルな交流と連携を支える広域交通結節拠点をを目指す。

➢特に秋田空港周辺地区においては、グローバルな交流拠点となる国際教養大学などの高度な教育機関があることから、地域特性を活かした環境整備を目指す

◆区域内外を円滑に結ぶ環状・放射型道路網の形成

➢各都市拠点の連絡強化を図るとともに、円滑な都市内交通を確保するため、環状・放射型道路網の形成を目指す

③利便性が高く快適なまちづくり

◆利便性の高い地域生活拠点の形成

➢秋田市の秋田駅東地区、土崎地区、新屋地区、秋田新都市地区、河辺和田地区、雄和妙法地区、潟上市の天王追分地区、昭和大久保地区といった各地域の中心は、地域の生活拠点として、利便性が高い市街地形成を目指す

◆誰もが快適に暮らせる居住環境の形成

➢住民の多様なニーズに対応した快適な居住環境を整えるとともに、公園等オープンスペースの適正な配置により、ゆとりと安全性に配慮した住宅地を目指す

④地域文化と調和する潤いある都市づくり

◆地域をやさしく包む豊かな自然資源の維持・保全

➢出羽山地、八郎湖および雄物川、海岸沿いの樹林地は、本区域を取り囲む豊かな自然環境であることから、将来にわたって維持・保全を図り、周囲の自然に配慮した都市を目指す

◆人々が安らぎ憩うレクリエーション空間の形成

➢市街地内およびその周辺にある公園等の緑地空間や河川・海岸の水辺空間などを活用し、人々が安らぎ憩うレクリエーション空間の形成を目指す

◆田園景観および集落環境の維持・保全

➢市街地周辺の農地および集落においては、地域コミュニティの維持を図りつつ、秋田の原風景ともいえる優れた田園景観の維持・保全を目指す

「市街地における建築物の密度の構成に関する方針」は以下のとおりである。

表 3-1 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途の区分	密度区分	方針
業務地	高密度	● <u>秋田駅～山王地区（秋田市）</u> 今後も県の中心となる業務機能を維持するために、商業機能との複合化を図り、高密度な土地利用を推進する。
商業地	高密度	● <u>秋田駅～山王地区（秋田市）</u> 今後も中心商業地として活力とにぎわいを創出するために、商業機能に加え、文化・情報等の多様な都市機能の集積・拡充を図り、高密度な土地利用を推進する。 ● <u>秋田駅東地区、土崎地区、新屋地区、秋田新都市地区（秋田市）</u> 各地域の生活拠点として、地域のにぎわいと周辺住民の暮らしの利便を支えるため、各地域の特色を活かした市街地の形成に努め、高密度な土地利用を推進する。
	中密度	● <u>河辺和田地区・雄和妙法地区（秋田市）</u> 、天王追分地区・昭和久保地区（潟上市） 日常生活の拠点として、地域のにぎわいと周辺住民の暮らしの利便を支えるため、地域の顔として特色を活かした市街地の形成に努め、中密度な土地利用を推進する。
工業地	中密度	● <u>臨海地区・秋田新都市産業団地・七曲臨空港工業団地・秋田市西部工業団地・下浜工業団地（秋田市）</u> 工業機能の高度化、集約化による敷地生産性の向上や交流機能などをはじめとした複合機能の導入に努め、中密度な土地利用を推進する。
流通業務地	中密度	● <u>臨海地区・中央卸売市場周辺・秋田新都市地区・卸団地周辺・秋田操車場駅南地区（秋田市）</u> 今後も活発で円滑な物流を支えるために、それぞれの立地特性を活かした流通業務地の形成に努め、中密度な土地利用を推進する。
住宅地	中高層住宅地	● <u>秋田駅周辺～山王地区周辺、土崎地区、新屋地区（秋田市）</u> 街なか居住の促進に向けて、公園やオープンスペースなどを確保しつつ、周辺環境との調和の取れた中高層住宅を整備する。また、高齢者向け住宅の確保など様々な都市的サービスが享受できる利便性の高い居住環境の形成に努め、中密度な土地利用を推進する。
	低層住宅地	● <u>上記以外の住宅地（秋田市、潟上市）</u> ゆとりと潤いに満ちた居住環境を実現するため、低層の戸建住宅を主体とした整備を進める。また、良好な街並みの形成や市街地内の緑化に努め、低密度な土地利用を推進する。

《密度構成の考え方》

①業務地	【高密度】 中枢業務機能の集積を図り、土地の高度利用を図る地区
②商業地	【高密度】 広域的商圈を持つ商業地で、土地の高度利用を図る地区 【中密度】 地域住民の生活利便機能の集積を図る地区
③工業地	【中密度】 工業施設の集積を図る地区
④流通業務地	【中密度】 流通業務施設の集積を図る地区
⑤住宅地	【中密度】 戸建住宅と中高層の集合住宅で構成される地区 【低密度】 主として戸建住宅を中心として構成される地区

出典：秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（平成26年7月）

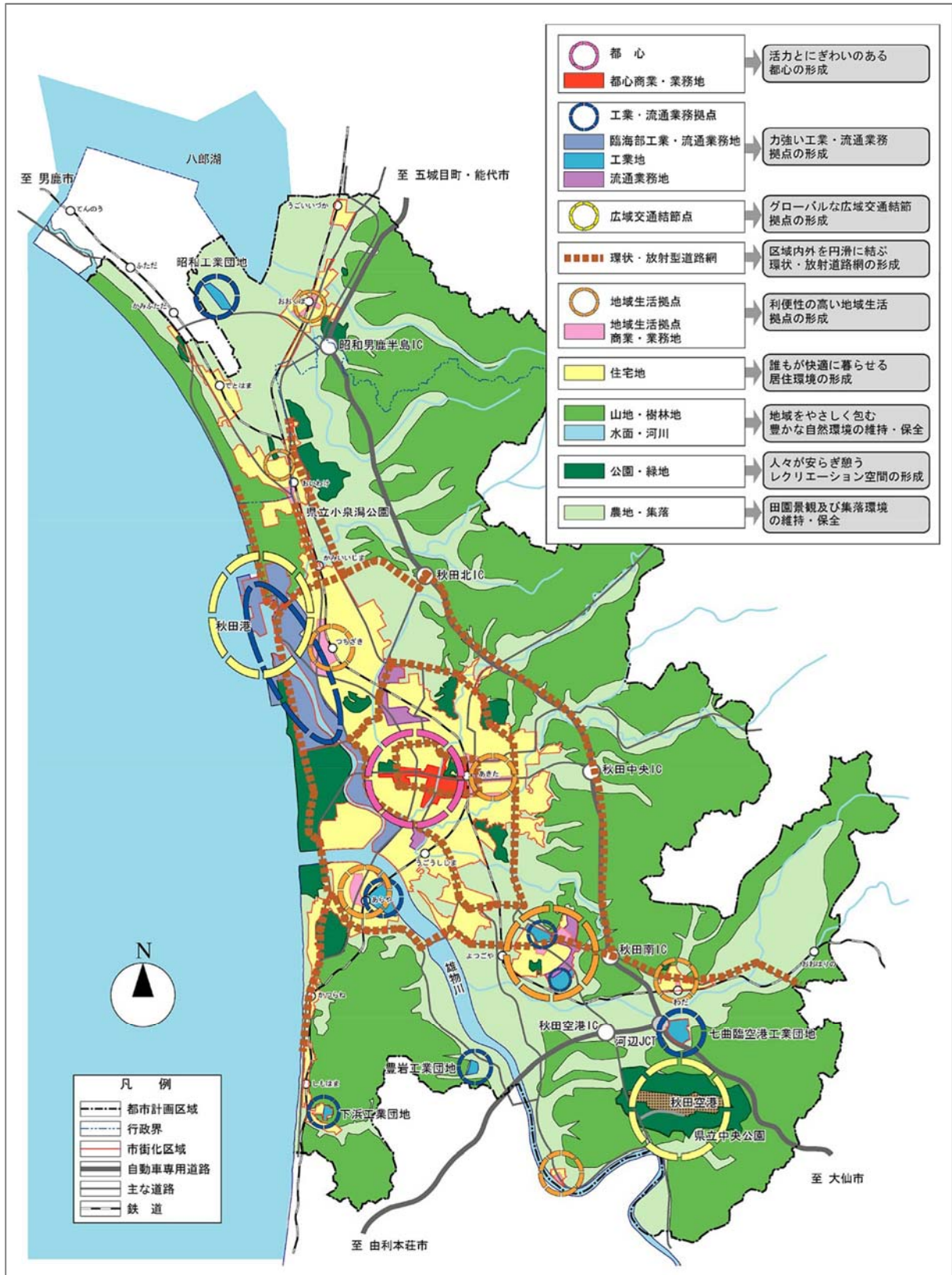


図 3-2 目標とする市街地像

出典：秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（平成 26 年 7 月）

(3) 第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）

1) 都市全体に係る方針

「まちづくりの基本的な視点」「基本理念」「まちづくりの目標」は以下のとおりである。

《まちづくりの基本的な視点》

- ◆高齢者にやさしい都市づくり
- ◆環境に配慮した都市づくり
- ◆市民・事業者・行政の協働による都市づくり

《まちづくりの基本理念》

- ◆暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市
～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～

《まちづくりの目標（政策テーマ）》

- ◆旧3市町が一体となった都市構造の形成
 - 一体的な都市構造と地域拠点を核とした集約型都市構造の実現
 - 効果的・効率的な交通ネットワークの形成と公共交通の充実
- ◆コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心地が一と地域中心の形成
 - 拠点地域への都市機能の集約化
 - “顔”づくりによる都市の魅力と活力の創出
 - エリアマネジメントによる都市環境形成
- ◆環境の保全・創造による低炭素型まちづくり
 - 都市と農村の共生
 - 温室効果ガスの排出抑制に向けた集約型市街地の形成
 - 低炭素に配慮した市街地・都市施設の整備
- ◆市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり
 - 防災・減災に向けた環境整備
 - 人口減少、超高齢化に対応した暮らしの安全性・快適性の確保
- ◆秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり
 - 魅力ある都市環境の形成・育成
 - 自然環境・田園環境の保全・育成
 - 地域特性を活かした個性的な景観づくり

「将来都市構造」は以下のとおりである。

《将来都市構造の基本的な考え方》

- ◆面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、各地域の中心となる「都心・中心市街地」「地域中心」、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成し、これらによって多核集約型の都市構造を目指す
- ◆特に、「都心・中心市街地」「地域中心」については、集約型都市構造の核となる拠点地域として、各地域の都市活動や日常生活に関する拠点性の向上を目指す

《市街地ゾーンの形成に係る基本的な考え方》

- ◆都市的な土地利用を中心としたエリアを「市街地ゾーン」とし、既存の都市施設を活用しながらコンパクトなまちづくりを進め、居住と産業活動、自然環境との調和のとれた、快適な環境の形成を図る

《都心機能が集約した「都心・中心市街地」「地域中心」の形成に係る基本的な考え方》

【都心・中心市街地】

- ◆全県全市を対象とする広域的な行政、金融等の中枢業務、商業、文化、教育、アミューズメント等の高次都市機能の集積した地域を「都心・中心市街地」とする
 - 都心・中心市街地：中心市街地を含む秋田駅から山王地区

【地域中心】

- ◆地域ごとに、歴史的な背景や人口集積、主要な公益的施設の分布、交通結節機能などの観点から、生活拠点としてふさわしい地区を「地域中心」とする
- ◆地域中心は、地域住民の生活利便性を高めるよう、既存の都市機能を維持するとともに、商業や教育、医療、居住等の各種機能の中から地域の実情に応じた適切な機能を誘導することで、拠点としての魅力を高め、居住者に質の高い日常生活を提供する
- ◆近郊の農村集落居住者にとっても、機能集積による質の高いサービスを最も身近に享受できる生活拠点となる
 - 東部：秋田駅東地区 ➢西部：新屋地区 ➢南部：秋田新都市地区
 - 北部：土崎地区 ➢河辺：和田地区 ➢雄和：妙法地区

【結節拠点】

- ◆秋田空港、秋田駅、秋田港、各インターチェンジを「結節拠点」とする
- ◆市内外からの出入口となる秋田空港、秋田港、秋田駅および各インターチェンジは、最寄りの地域中心と直結しながら利用者が市内を切れ目なくスムーズに移動できるよう交通機能の強化を図る
- ◆秋田駅以外の鉄道駅を「公共交通の結節点」とし、利用者が多い駅については、バリアフリー化やバスの相互利用の促進を図る

「集約型都市構造の実現に向けた土地利用別方針」のうち、市街地ゾーンにおける居住に係る土地利用別方針の概要は以下のとおりである。

表 3-2 土地利用別方針の概要

土地利用の細区分	土地利用別方針の概要
商業・業務系市街地	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存の商業・業務機能の更なる充実を誘導するため、都市機能の集約化と人口の集積を図ることとし、土地の高度利用を推進し、県の中心拠点としてふさわしい土地利用の誘導・集約を目指す
複合系市街地	<ul style="list-style-type: none"> ◆多くの市民が居住する生活利便性の高い拠点地域として、また郊外部からの住み替えを促進する受け皿として、既存ストックを活用した良好な居住環境の形成を図り、都市機能と人口の集積を推進する ◆土地利用の混在により、良好な生活環境が阻害されている地域については、周辺環境と調和した適切な土地利用誘導に向けて、用途地域の見直しや地区計画制度の活用などによる環境整備を推進する ◆雄和地域の地域中心である妙法地区は、生活拠点にふさわしい商業、医療、交通などの計画的な機能誘導を目指し、用途地域の新規指定を行う
沿道系市街地	<ul style="list-style-type: none"> ◆商業・業務機能の誘導にあたっては、後背に広がる住宅地への影響および中心市街地や地域中心など周辺の拠点地域との機能・役割分担に十分に配慮し、必要に応じて立地規模に関わる規制の導入等についても検討を進め、都市機能のバランスを重視した適正な誘導を目指す ◆バスなど公共交通沿線の生活利便性の高い地域は、商業と福祉、居住機能等を有する複合的な土地利用を誘導し、沿道型の居住市街地としての整備を推進する
住居系市街地	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市の将来都市像である集約型都市構造を実現するためには、都市機能や人口については、商業・業務系市街地や複合系市街地へ集積を推進していくことになるが、住居系市街地においては、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るとともに、市民の居住ニーズに応じた緑豊かなゆとりのある良質な居住環境の形成を進め、高密度市街地との役割分担を見据えた土地利用誘導を図る

出典：第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）

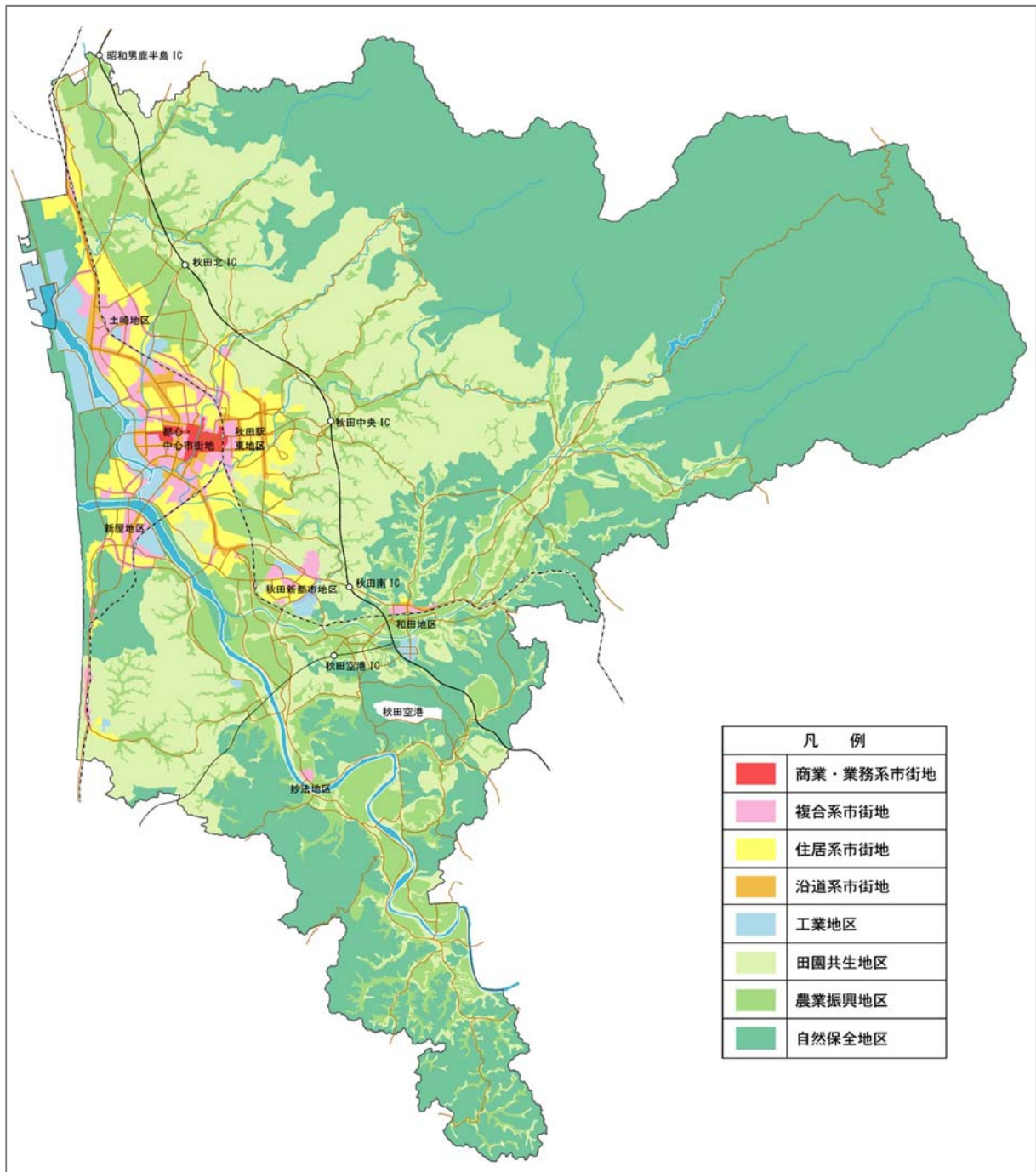


図 3-4 土地利用の方針図

出典：第 6 次秋田市総合都市計画（平成 23 年 3 月）

2) 地域別構想における都心・中心市街地、各地域中心の位置づけ

地域別構想における都心・中心市街地、各地域中心の位置づけの概要は以下のとおりである。

表 3-3 地域別構想における都心・中心市街地、各地域中心の位置づけ (1/2)

地域	都心・中心市街地、各地域中心の位置づけの概要
中央地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆中心市街地では、市民の生活拠点として、また県内外からの来訪者の玄関口として、商業・業務機能の維持・充実を図り、行政・医療・文化機能など、多様な都市機能の集積・拡充に向けた環境整備を促進 ◆市や国・県の官公庁施設等が集積する山王地区では、県の発展を支える行政拠点として、機能の維持・充実を図り、行政の中心地にふさわしい、ゆとりとうるおいのある都市空間の維持・管理を促進 ◆仲小路をはじめとする既存商業地での、街なかかに人を集客するためのソフト面の充実 ◆空き家・空室など既存ストックの活用や民間活力の導入を図り、郊外部からの住み替えの受け皿となる高齢者向け住宅等の確保・整備を促進
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域内に集積する大学や病院などの既存機能を拡充し、市民や学生が集う、にぎわいのある環境づくりを推進 ◆秋田駅東口のにぎわいづくりに向けて、土地区画整理事業の計画的な整備など商業・業務施設が進出しやすい環境づくりによる都市機能の誘導 ◆集約型都市構造の実現に向けて、充実した医療機能を活かし、民間活力の導入により、郊外部からの住み替えの受け皿として、高齢者向け住宅を確保 ◆土地区画整理事業の円滑かつ計画的な整備の推進
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆新屋駅周辺においては、行政機能が集積する市民生活の中心地として、商業や医療・福祉機能の充実を目指し、関連施設が進出・集積しやすい環境づくりによるにぎわいづくりを促進 ◆近接する中央地域との連携強化による、商業、福祉等の不足機能の補完に向けて、都心部への交通アクセスの利便性向上に向けた取組を促進 ◆地域情報の発信拠点として西部市民サービスセンターの活用と機能充実 ◆産学官との連携による、地域のにぎわいづくり ◆駅周辺に集積する公共施設の利便性向上に向けた案内サインの整備
南部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆県内でも有数の商業拠点として、既存機能の維持・充実を促進 ◆地域住民の交流や学習の場となる行政・文教機能の充実を目指し、多様な主体の連携により、関連施設が進出・集積しやすい環境づくりを促進 ◆持続可能な地域づくりに向けて、住民の就業の場の創出や利便性の高い居住環境の維持・増進による、定住人口の確保・集積 ◆将来的な地域の高齢化を見据え、高齢者ニーズに対応した施設の充実 ◆うるおいある都市環境づくりに向けて、地域住民の協力による市街地内緑化の促進と計画的な緑の保全・創出
北部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆人が集うにぎわいのあるまちを目指し、商業、工業、行政など既存都市機能の維持・充実に向け、多様な主体の連携により関連施設が進出・集積しやすい環境づくりを促進 ◆駅周辺に自動車移動に頼らない身近な買い物の場を確保するため、都市計画制度等の導入を図りながら、街なかの商店街と幹線道路沿道のサービス施設との役割分担を明確にし、両者が共存した地域商業の活性化を促進 ◆電線類の地中化や敷地内緑化など、古くからの港町としての趣きを活かした都市景観づくりの促進 ◆地域の生活情報を発信する情報拠点づくり

出典：第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）

表 3-4 地域別構想における都心・中心市街地、各地域中心の位置づけ (2/2)

地域	都心・中心市街地、各地域中心の位置づけの概要
河辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民の生活拠点として、日常的な買い物をまかなう商業機能や医療・福祉機能、市民サービスを提供する公共公益機能の充実に向けた環境整備を促進 ◆地域内人口の減少や高齢化を見据え、街なかへの住み替えや家屋の共同化など、地域中心での街なか居住を促進 ◆河辺市民サービスセンターなどを中心とした、地域の生活情報を発信する情報拠点づくりの促進
雄和地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民の身近な生活拠点として、既存の行政・文化機能を活かしながら、日常の買い物をまかなう商業機能や飲食店などの娯楽機能の充実に向けた環境整備の促進 ◆地域中心にふさわしい秩序ある市街地形成に向けて、用途地域の新規指定など、計画的な土地利用誘導方策の導入の検討 ◆秋田空港や秋田空港 I.C に近接する地域特性を活かし、住民の就業の場となる企業等の誘致や地域への進出を促す環境整備を促進 ◆地域内における定住人口の確保に向けて、既存ストックを活用しながら、緑に囲まれたゆとりのある良好な居住環境を形成

出典：第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）



図 3-5 中央地域構想図

出典：第 6 次秋田市総合都市計画（平成 23 年 3 月）

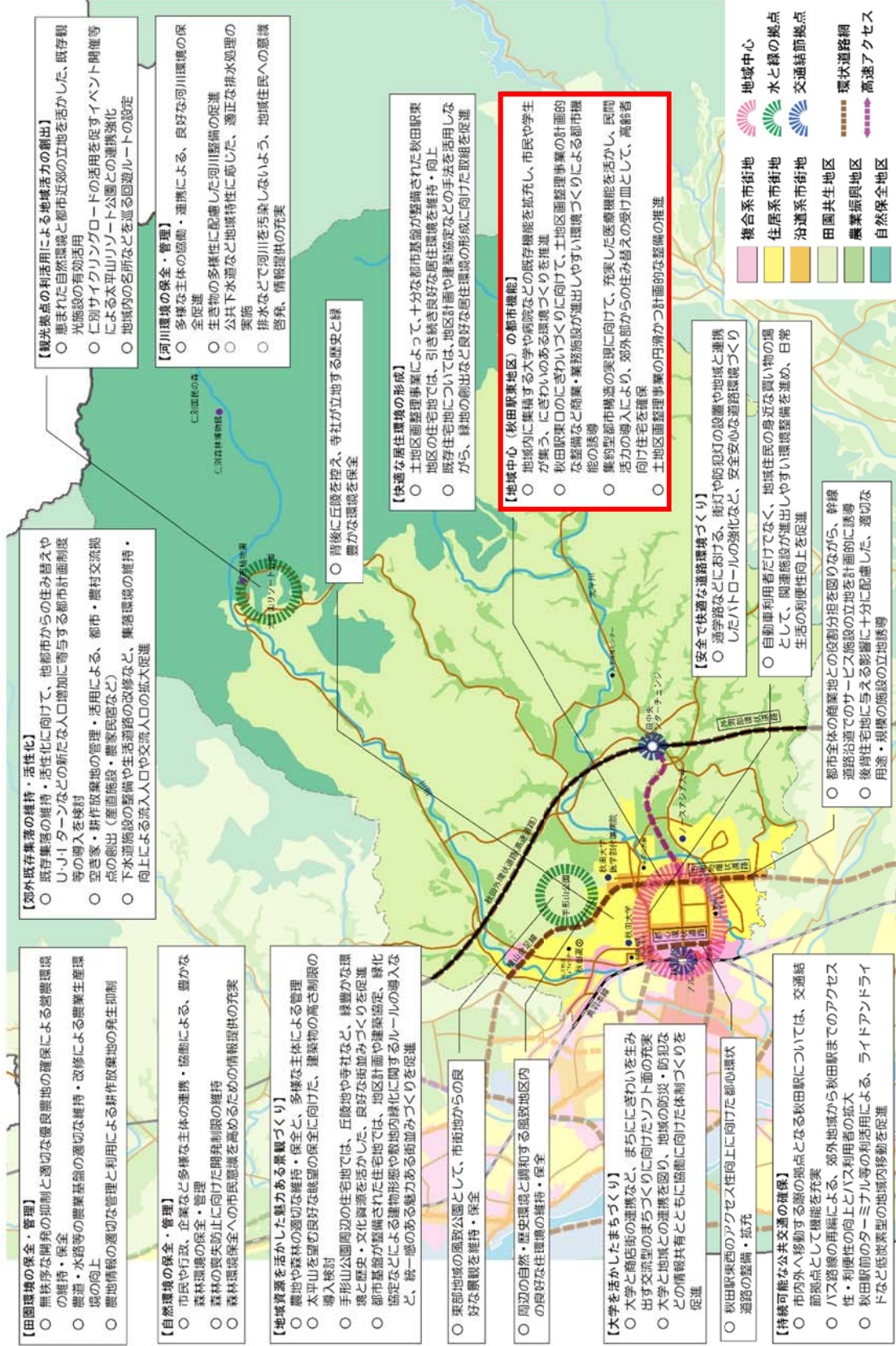


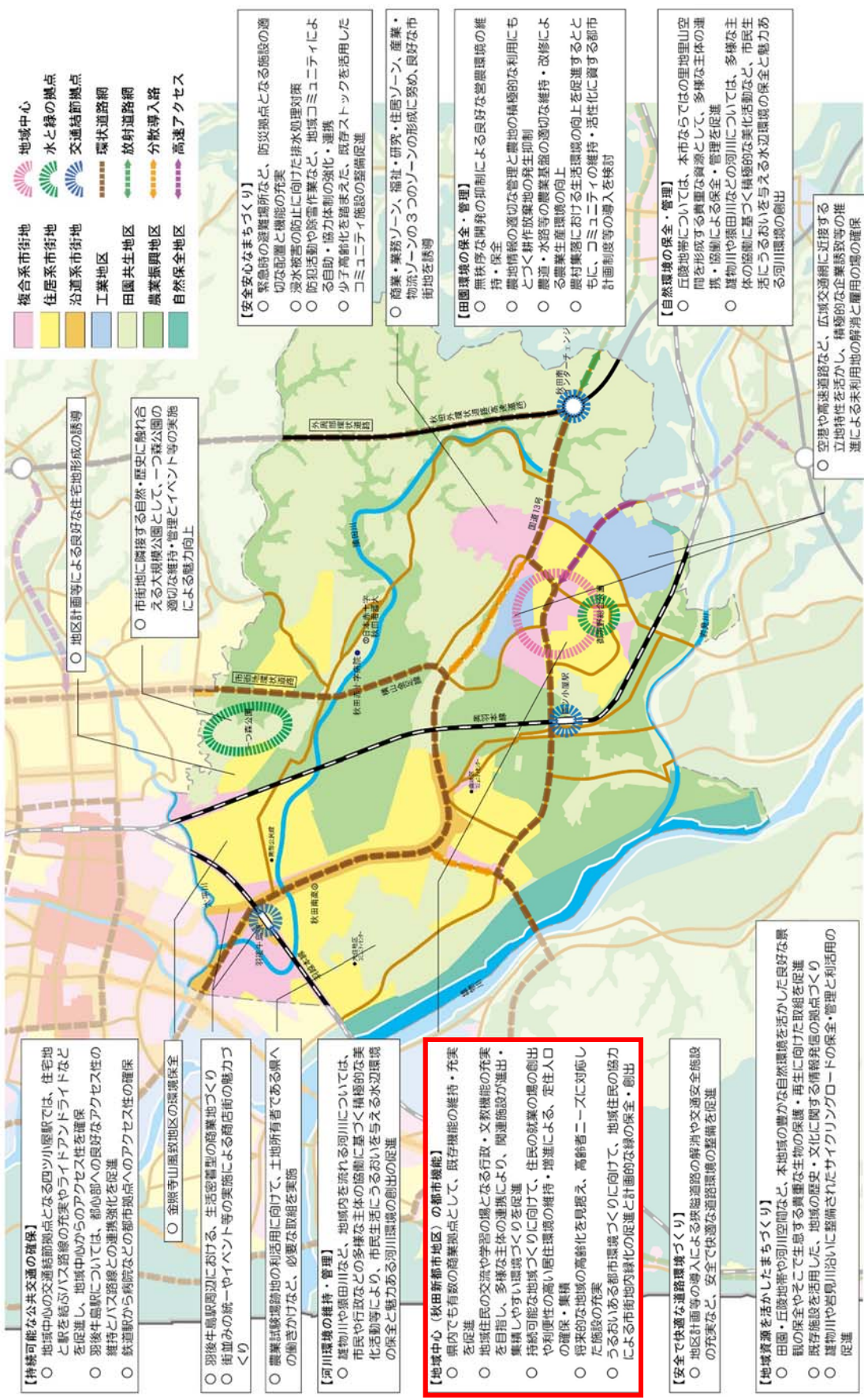
図 3-6 東部地域構想図

出典：第 6 次秋田市総合都市計画（平成 23 年 3 月）



図 3-7 西部地域構想図

出典：第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）



- 複合系市街地
- 住居系市街地
- 沿道系市街地
- 工業地区
- 田園共生地区
- 農業振興地区
- 自然保全地区
- 地域中心
- 水と緑の拠点
- 交通結節拠点
- 環状道路網
- 放射状道路網
- 分岐導入路
- 高速アクセス

【安全安心なまちづくり】

- 緊急時の避難場所など、防災拠点となる施設の適切な配置と機能の充実
- 浸水被害の防止に向けた排水処理対策
- 防犯活動や除雪作業など、地域コミュニティによる自動・協力体制の強化・連携
- 少子高齢化を踏まえた、既存ストックを活用したコミュニティ施設の整備促進

商業・業務ゾーン、福祉・住居ゾーン、産業・物流ゾーンの3つのゾーンの形成に努め、良好な市街地を誘導

【田園環境の保全・管理】

- 無秩序な開発の抑制による良好な農林環境の維持・保全
- 農地情報等の適切な管理と農地の積極的な利用にもとづく耕作放棄地の発生抑制
- 農道・水路等の農業基盤の適切な維持・改修による農業生産環境の向上
- 農村集落における生活環境の向上を促進するとともに、コミュニティの維持・活性化に資する都市計画制度等の導入を検討

【自然環境の保全・管理】

- 丘陵地帯については、本市ならではの里地里山空間を形成する貴重な資源として、多様な主体の連携・協働による保全・管理を促進
- 葦物川や徳田川などの河川については、多様な主体の協働に基づく積極的な美化活動など、市民生活にうるおいを与える水辺環境の保全と魅力ある河川環境の創出

空港や高速道路など、広域交通網に近接する立地特性を活かし、積極的な企業誘致等の推進による土地利用の解消と雇用の場の確保

地区計画等による良好な住宅地形成の誘導

市街地に隣接する自然・歴史に融け合える大規模公園として、一つ森公園の適切な維持・管理とイベント等の実施による魅力向上

【持続可能な公共交通の確保】

- 地域中心の交通結節拠点となる四ツ小駅では、住宅地と駅を結ぶバス路線の充実やライドアンドライドなどを促進し、地域中心からのアクセス性を確保
- 羽後牛島駅については、都心部への良好なアクセス性の維持とバス路線との連携強化を促進
- 鉄道駅から病院などの都市拠点へのアクセス性の確保

金照寺山園致地区の環境保全

羽後牛島駅周辺における、生活密着型の商業地づくり

街並みの統一やイベント等の実施による商店街の魅力づくり

農業試験場跡地の利活用に向けて、土地所有者である県への働きかけなど、必要な取組を実施

【河川環境の維持・管理】

- 葦物川や徳田川など、地域内を流れる河川については、市民や行政などの多様な主体の協働に基づく積極的な美化活動等により、市民生活にうるおいを与える水辺環境の保全と魅力ある河川環境の創出の促進

【地域中心（秋田新都市地区）の都市機能】

- 県内でも有数の商業拠点として、既存機能の維持・充実を促進
- 地域住民の交流や学習の場となる行政・文教機能の充実を自指し、多様な主体の連携により、関連施設が連出・集積しやすい環境づくりを促進
- 持続可能な地域づくりに向けて、住民の就業の場の創出や利便性の高い居住環境の維持・増進による、定住人口の確保・集積
- 将来的な地域の高齢化を見据え、高齢者ニーズに対応した施設の充実
- うるおいある都市環境づくりに向けて、地域住民の協力による市街地緑化の促進と計画的な緑の保全・創出

【安全で快適な道路環境づくり】

- 地区計画等の導入による歩道道路の解消や交通安全施設の充実など、安全で快適な道路環境の整備を促進

【地域資源を活かしたまちづくり】

- 田園・丘陵地帯や河川空間など、本地域の豊かな自然環境を活かした良好な景観の保全やそこで生息する貴重な生物の保護・再生に向けた取組を促進
- 既存施設を活用した、地域の歴史・文化に関する情報発信の拠点づくり
- 葦物川や岩川沿いに整備されたサイクリングロードの保全・管理と利活用の促進

図 3-8 南部地域構想図

出典：第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）

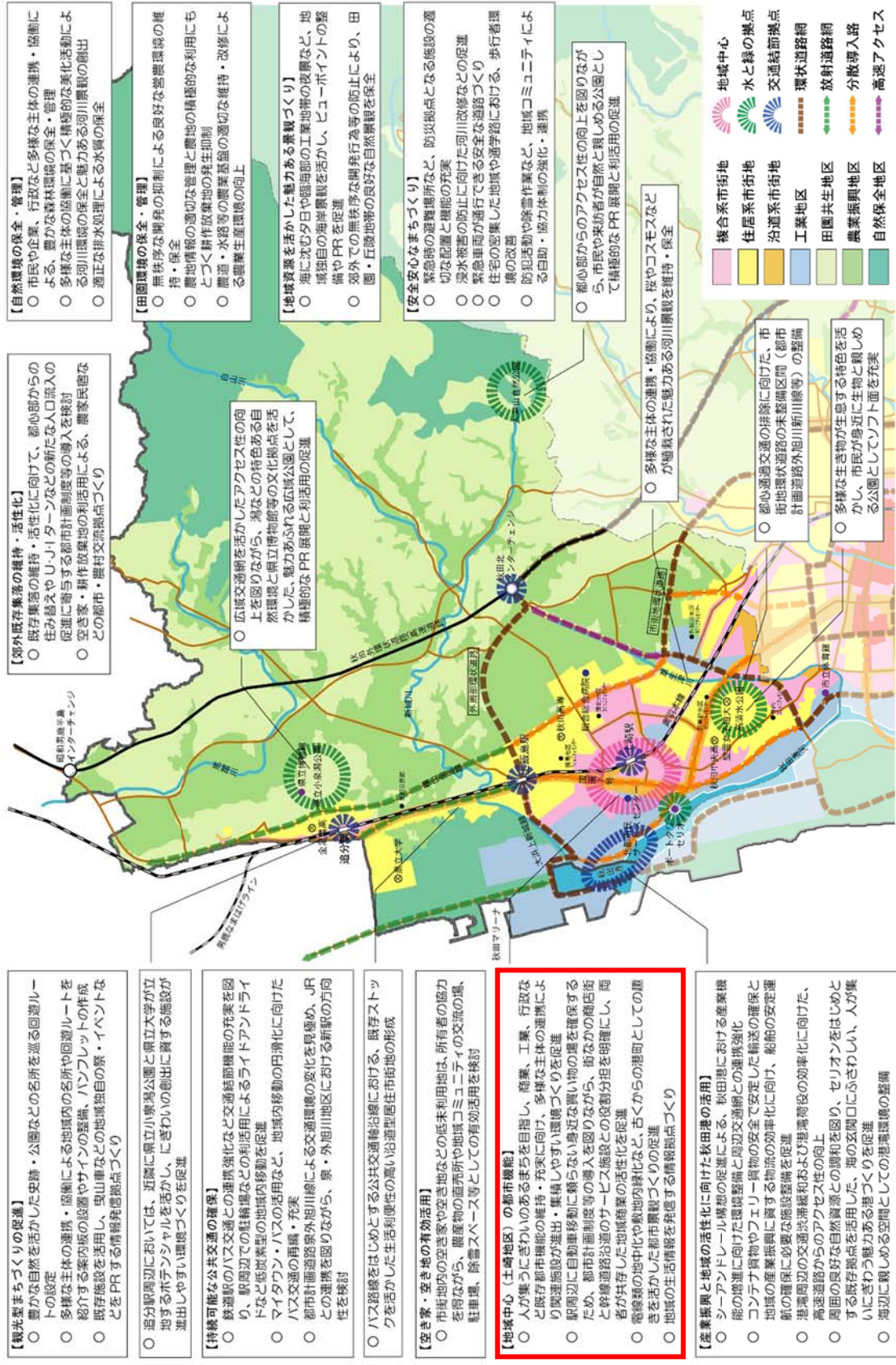
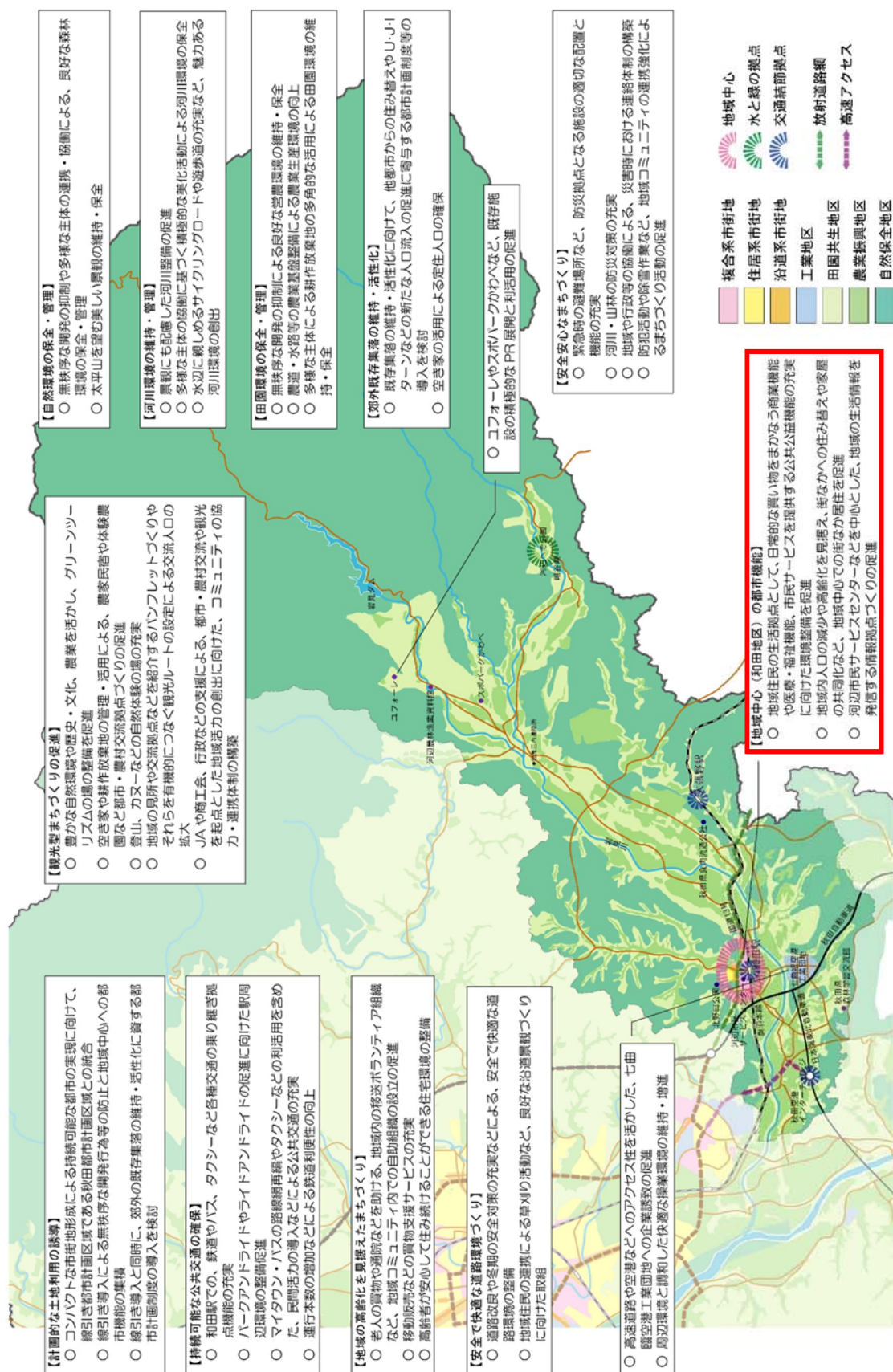


図 3-9 北部地域構想図

出典：第6次秋田市総合都市計画（平成23年3月）



【計画的な土地利用の誘導】

- コンパクトな街並み形成による持続可能な都市の実現に向けて、線引き都市計画区域である秋田都市計画区域項との統合
- 線引き導入による無秩序な開発行為等の防止と地域中心への都市機能の集積
- 線引き導入と同時に、郊外の既存集落の維持・活性化に資する都市計画制度の導入を検討

【持続可能な公共交通の確保】

- 和田駅での、鉄道やバス、タクシーなど各種交通の乗り継ぎ拠点機能の充実
- ハーフアンドライドやライドアンドライドの促進に向けた駅周辺環境の整備促進
- マイタウン・バスの路線網再編やタクシーなどの利活用を含めた、民間活力の導入などによる公共交通の充実
- 運行本数の増加などによる鉄道利便性の向上

【地域の高齢化を真摯にまなづく】

- 老人の買物や通院などを助ける、地域内の移送ボランティア組織など、地域コミュニティ内での自助組織の設立の促進
- 移動販売などの買い物支援サービスの充実
- 高齢者が安心して住み続けることができる住宅環境の整備

【安全で快適な道路環境づくり】

- 道路改良や冬期の安全対策の充実などによる、安全で快適な道路環境の整備
- 地域住民の連帯による肩割り活動など、良好な沿道景観づくりに向けた取組

○ 高速道路や空港などへのアクセス性を活かした、七曲臨空港工業団地への企業誘致の促進

○ 周辺環境と調和した快適な採集環境の維持・増進

【観光駒まちづくりの促進】

- 豊かな自然環境や歴史・文化、農業を活かし、グリーンツーリズムの場の整備を促進
- 空き家や耕作放棄地の管理・活用による、農家民泊や体験農園など都市・農村交流拠点づくりの促進
- 登山、カヌーなどの自然体験の場の充実
- 地域の見所や交流拠点を紹介するパンフレットづくりやそれらを有機的につなぐ観光ルートの設定による交流人口の拡大
- JAや商工会、行政などの支援による、都市・農村交流や観光を起点とした地域活力の創出に向けた、コミュニティの協働・連携体制の構築

【自然環境の保全・管理】

- 無秩序な開発の抑制や多様な主体の連携・協働による、良好な森林環境の保全・管理
- 太平山を望む美しい景観の維持・保全

【河川環境の維持・管理】

- 景観にも配慮した河川整備の促進
- 多様な主体の協働に基づく積極的な美化活動による河川環境の保全
- 水辺に親しめるサイクリングロードや遊歩道の充実など、魅力ある河川環境の創出

【田園環境の保全・管理】

- 無秩序な開発の抑制による良好な営農環境の維持・保全
- 農道・水路等の農業基盤整備による農業生産環境の向上
- 多様な主体による耕作放棄地の多角的な活用による田園環境の維持・保全

【郊外既存集落の維持・活性化】

- 既存集落の維持・活性化に向けて、他都市からの住み替えやU・Iターンなどの新たな人口流入の促進に寄与する都市計画制度等の導入を検討
- 空き家の活用による定住人口の確保

○ コフォレーやスポパークかわかへなど、既存施設の積極的なPR展開と利活用の促進

【安全安心なまちづくり】

- 緊急時の避難場所など、防災拠点となる施設の適切な配置と機能の充実
- 河川・山林の防災対策の充実
- 地域や行政等の協働による、災害時における連絡体制の構築
- 防災活動や除雪作業など、地域コミュニティの連携強化によるまちづくり活動の促進



【地域中心（和田地区）の都市機能】

- 地域住民の生活拠点として、日常的な買い物や医療・福祉機能、市民サービスを提供する公共公益機能の充実に向けた環境整備を促進
- 地域内人口の減少や高齢化を見据え、街なかへの住み替えや家屋の共同化など、地域中心での街なか居住を促進
- 河辺市民サービスセンターなどを中心とした、地域の生活情報を発信する情報拠点づくりの促進

図 3-10 河辺地域構想図

出典：第 6 次秋田市総合都市計画（平成 23 年 3 月）

3.2.2 都市政策分野に係る関連計画

都市政策分野に係る以下の計画について、その概要と主要取組み施策を整理した。

- 第2次秋田市総合交通戦略(平成28年3月)
- 第2次秋田市公共交通政策ビジョン(平成28年3月)
- 第2期秋田市中心市街地活性化基本計画(原案)(平成28年10月)
- 秋田市住生活基本計画(平成28年3月改定)

(1) 第2次秋田市総合交通戦略(平成28年3月)

- 都市交通に関する施策を効果的に組み合わせ、総合的に展開していくために、本市の都市交通のあり方や必要な施策・事業を整理するとともに、目標指標を定めたもの。
- 「将来都市構造」は以下のとおりである。

◆市街地の外延的拡大は基本的に行わないこととし、既存市街地への都市機能の適切な誘導や、都心部、地域中心および公共交通軸沿線への施設や人口の集約、歩行者・自転車が安全・安心かつ快適に利用できる交通環境の構築などにより、コンパクトで成熟した市街地の形成を図る

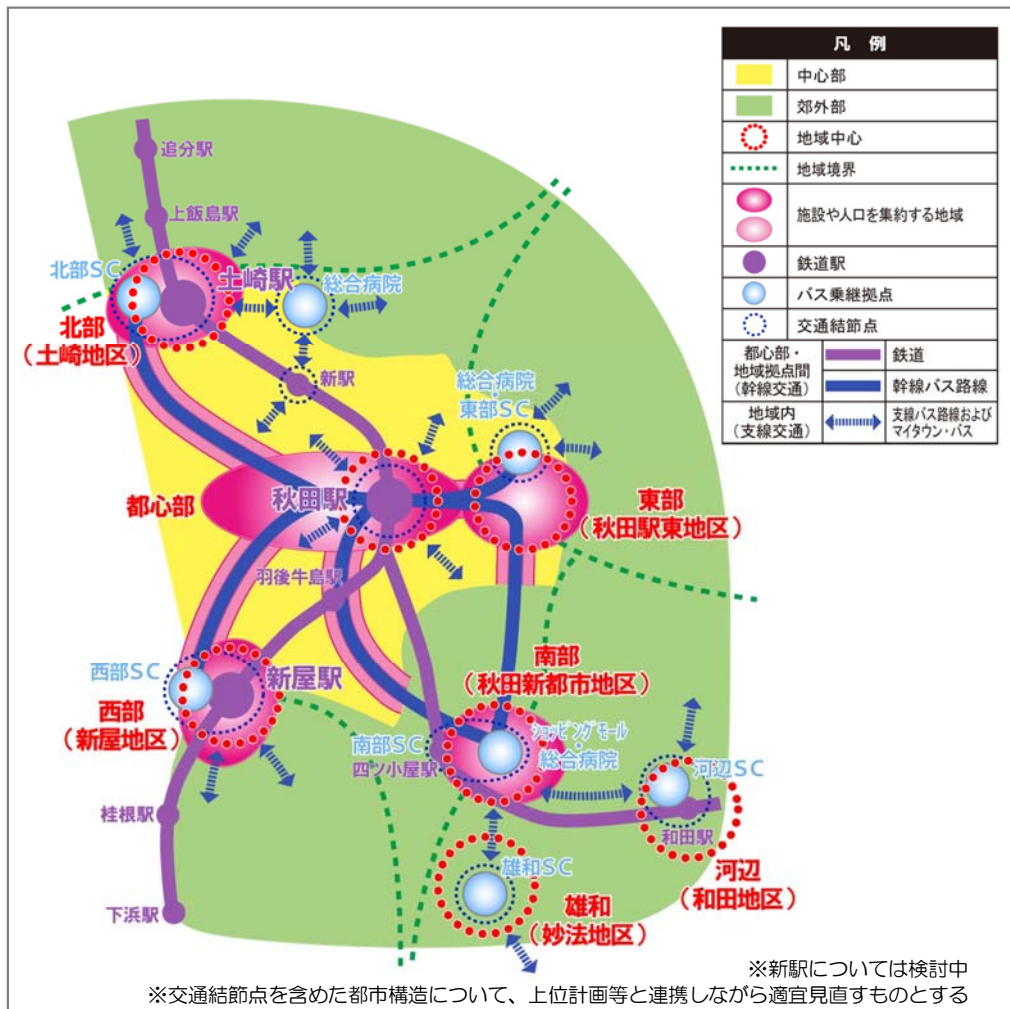


図 3-12 現在の交通結節点を基本とした秋田市の目指すべき将来都市構造

出典：第2次秋田市総合交通戦略(平成28年3月)

- 「将来交通体系」は以下のとおりである。

◆コンパクトで成熟した市街地形成を支援し、市民のマイカーへの過度な依存を見直し、マイカー以外の交通手段の選択を可能にするため、都心と地域中心等を結ぶ公共交通軸および骨格道路網の形成を促進し、地域特性に応じた交通手段が確保された交通体系を目指す

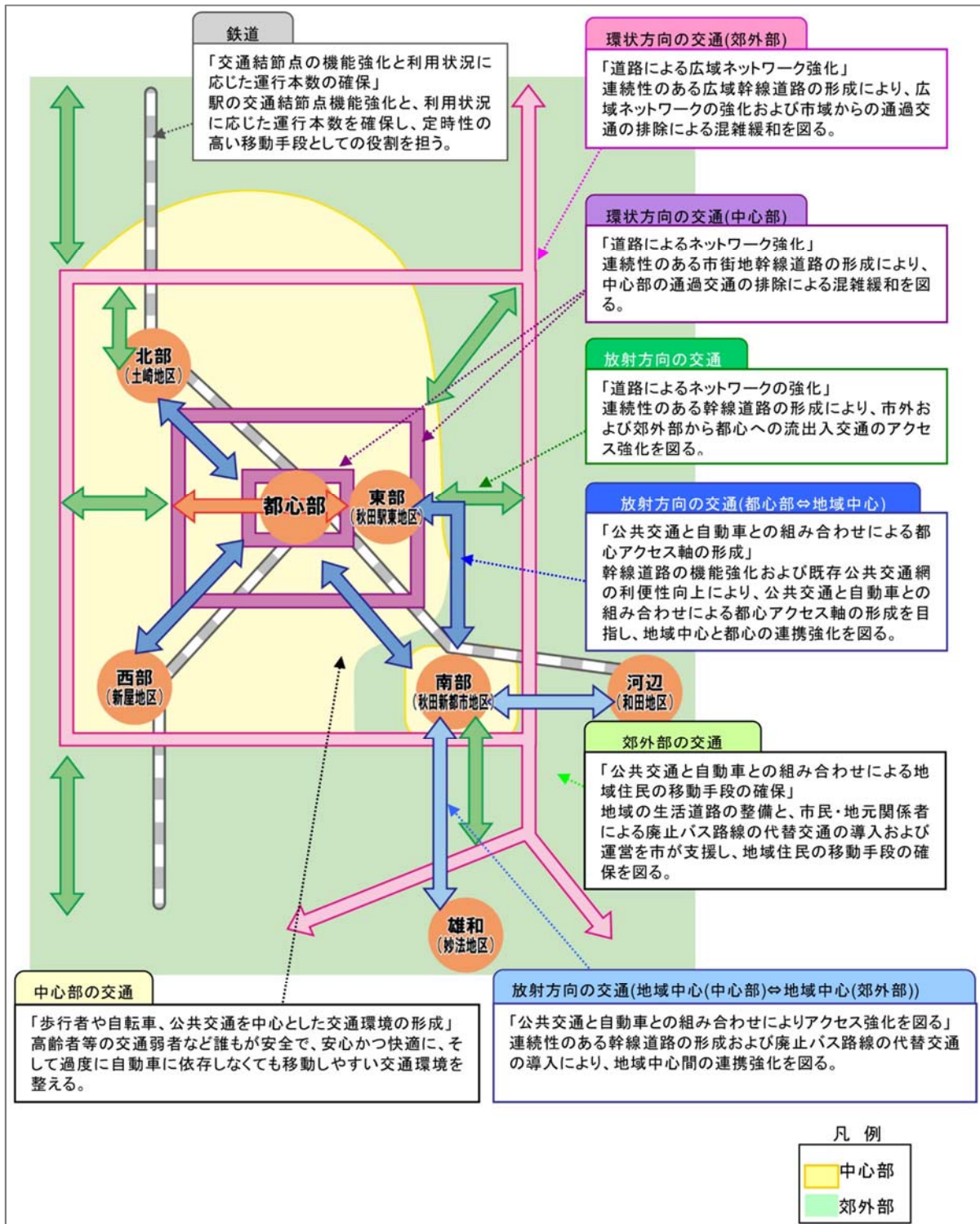


図 3-13 目指すべき将来交通体系

出典：第2次秋田市総合交通戦略(平成28年3月)

- 主要な「施策の内容」は以下のとおりである。

《目標：歩行者、自転車及安全・安心かつ快適に利用でき、にぎわいに寄与する交通環境の実現》

- ◆市街化区域内における歩行者、自転車及安全・安心かつ快適に通行できる空間の整備
 - ⇒安全で快適な歩行空間の確保
 - ⇒無電柱化による歩行者空間の確保
 - ⇒歩道の消融雪設備整備
 - ⇒歩道のバリアフリー化
- ◆にぎわいに寄与する交通環境の整備
 - ⇒中心市街地循環バス運行事業（継続）
 - ⇒中心市街地を中心としたコミュニティサイクルの導入検討（新規）

《目標：拠点間ネットワークを形成する道路網の実現》

- ◆多核集約型都市の骨格となる道路網の整備
 - ⇒環状道路の整備
 - ⇒放射道路・分散導入路の整備

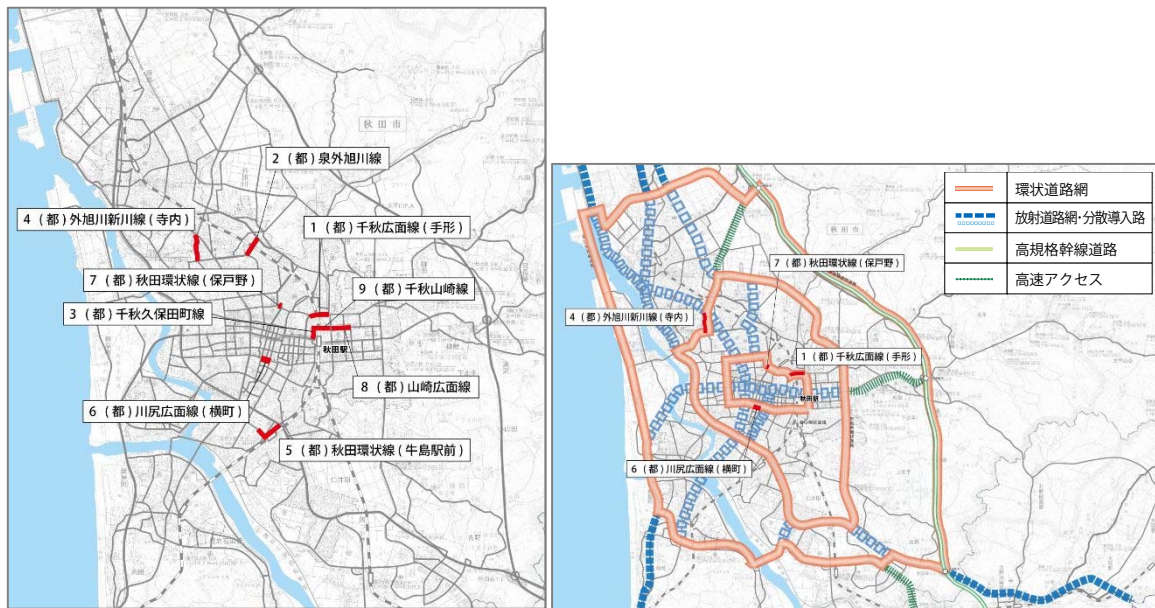


図 3-14 個別施策位置図（左：歩行空間整備、右：環状道路整備）

出典：第2次秋田市総合交通戦略(平成28年3月)

(2) 第2次秋田市公共交通政策ビジョン(平成28年3月)

- 超高齢社会を迎え人口減少が進行するなかで、持続可能な多核集約型都市の形成を目指すにあたり、まちづくりとの一体性をもった総合的な公共交通ネットワークについて将来の姿を明らかにしたもの。
- 第2次秋田市総合交通戦略(平成28年3月)に位置付けられた、「目標：利便性向上、バス路線運営適正化に向けた取組みの推進」を具体化したもの。
- 主要な「施策の内容」は以下のとおりである。

◆バス路線再編	⇒乗継拠点を軸としたバス路線全体の見直し	
◆乗継拠点の整備	⇒乗継場所の集約等によるバス乗継拠点の整備	⇒乗継拠点施設の機能の充実
	⇒円滑な乗り継ぎの確保	
◆バス運行情報提供の充実・バス利用環境の改善	⇒ICTを活用した運行状況等の提供	
	⇒バス路線やシステムのわかりやすさの向上	
	⇒鉄道およびバスで利用可能なICカードの導入検討	

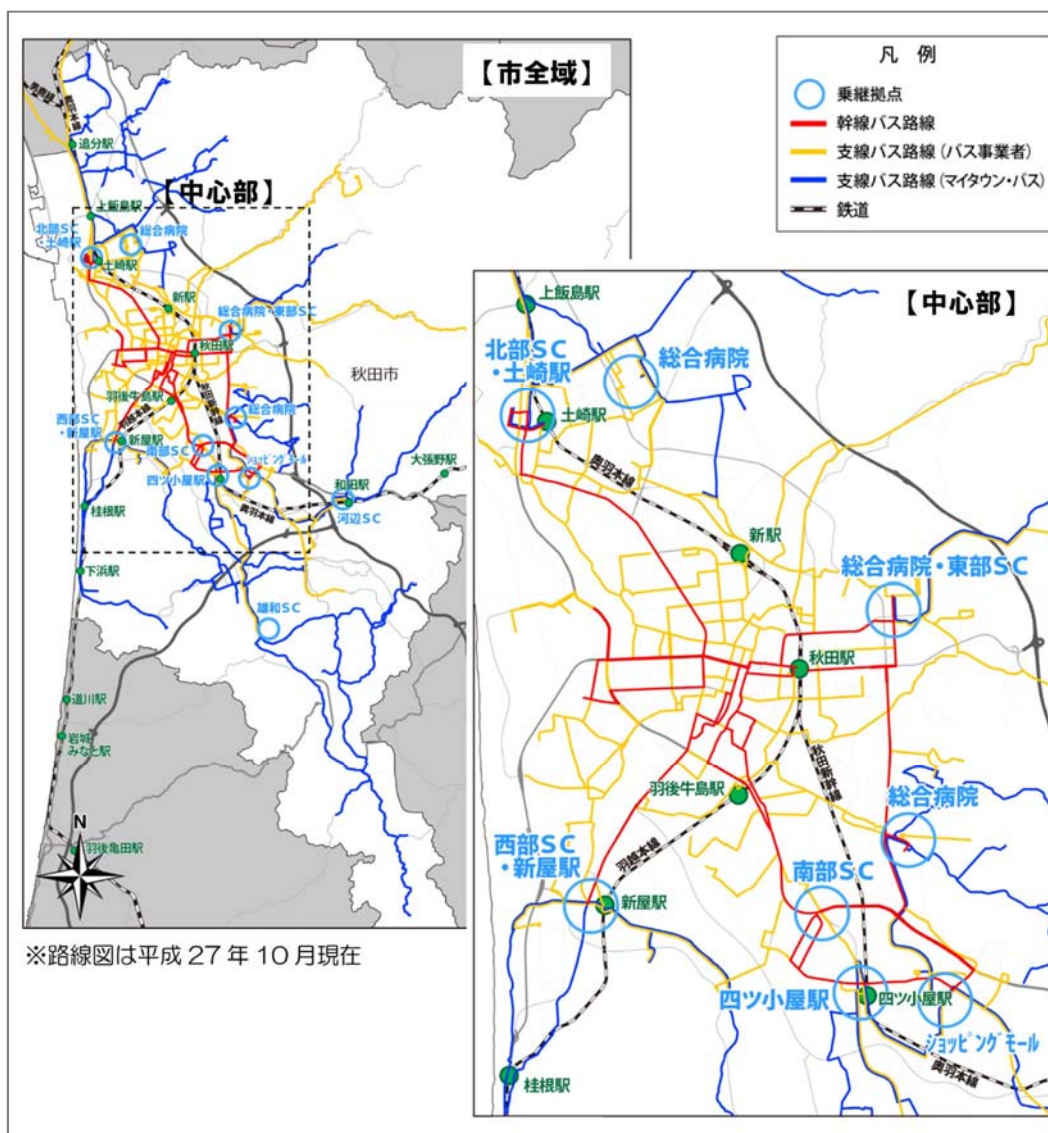


図3-15 将来のバス路線網

出典：第2次秋田市公共交通政策ビジョン(平成28年3月)

(3) 第2期秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月認定）

- 中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化を図るために実施すべき施策に関する基本的な方針や、必要な事業を定めたもの。（第1期計画は、平成26年6月に終了）
- 「中心市街地の現状、課題、方針、目標、指標」は以下のとおりである。



図3-16 中心市街地の現状、課題、方針、目標、指標

出典：第2期秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月認定）

- 「中心市街地の活性化に係る各種事業」は以下のとおりである。

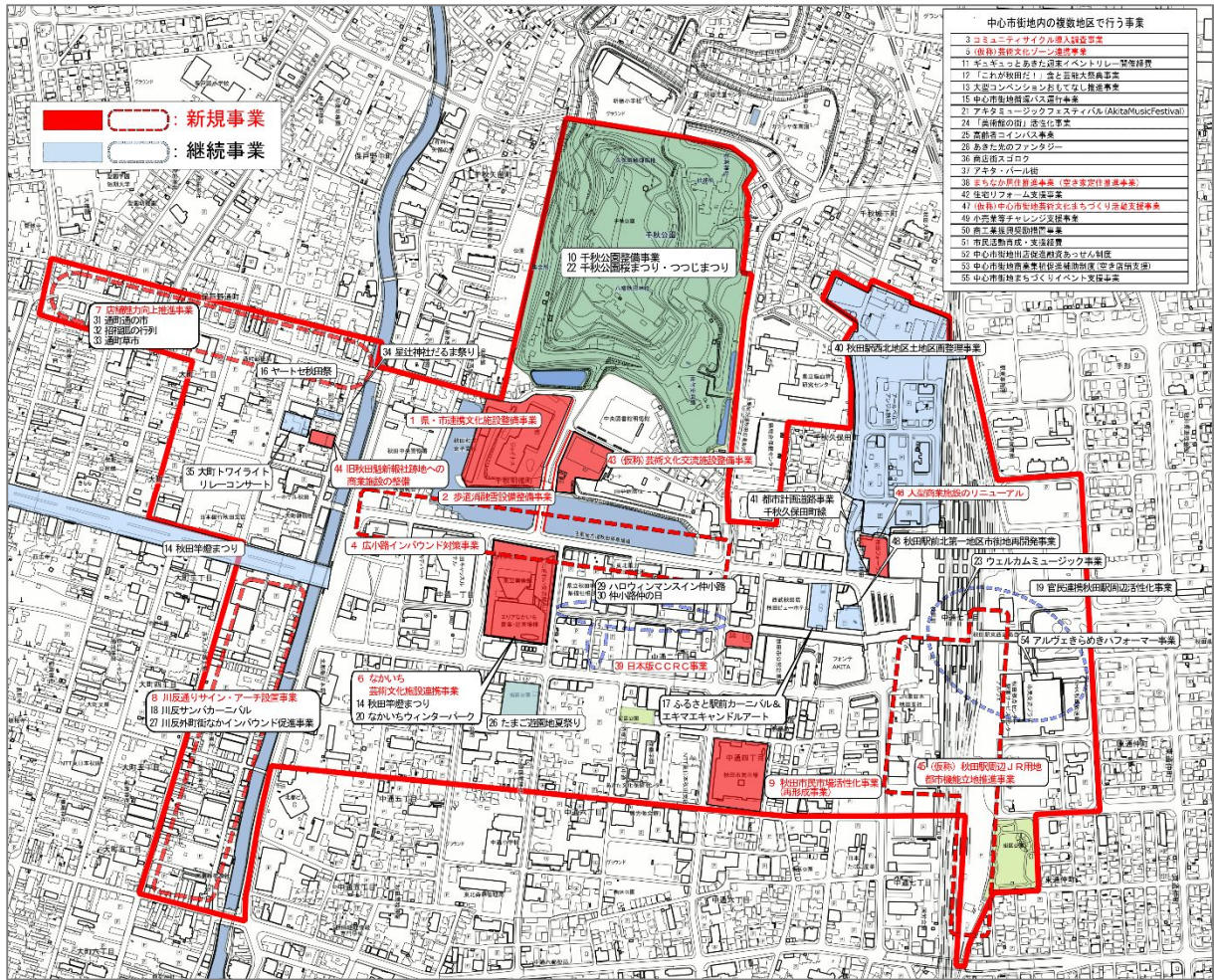


図 3-17 事業箇所図

出典：第 2 期秋田市中心市街地活性化基本計画（平成 29 年 3 月認定）

(4) 秋田市住生活基本計画(平成 28 年 3 月改定)

- 急速な少子高齢社会やライフスタイルの多様化など社会経済情勢の変化に的確に対応するため、市民、事業者、行政の各主体が協力し、本市の地域特性を活かしながら、高齢者や子どもを育てる家庭をはじめ、誰でも暮らしやすい良質な住宅供給と居住環境の形成を図ることにより、市民の豊かな住生活を実現することを目的とした計画。
- 「住宅・住環境の課題、基本目標、基本施策」は以下のとおりである。

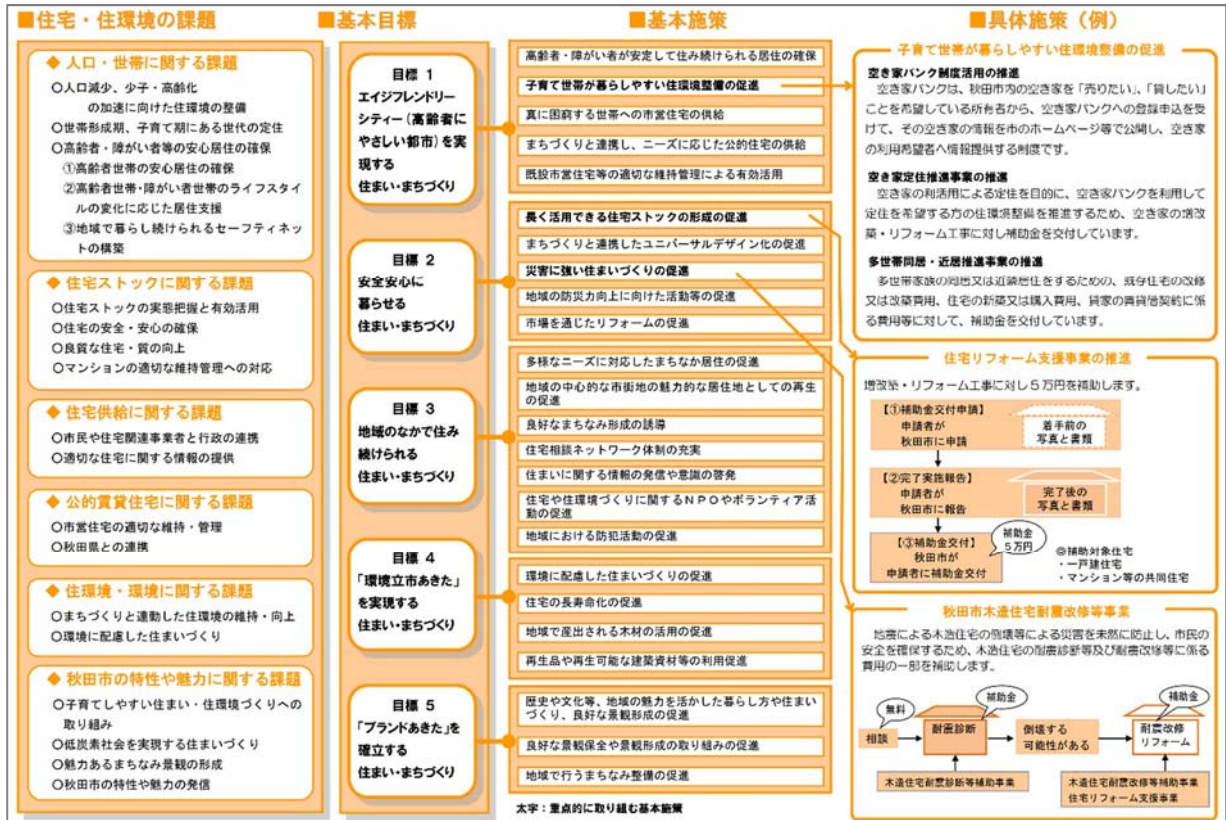


図 3-18 住宅・住環境の課題、基本目標、基本施策

出典：秋田市住生活基本計画概要版(平成 28 年 3 月改定)

3.2.3 その他の関連計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

今後見込まれる急激な人口減少に対応するため、子育ての希望をかなえられる環境づくり、新しい仕事づくりや雇用の質の向上、地域資源を活用した人をひきつけるまちづくり、暮らし・産業・自然が調和したコンパクトシティの形成などに取組むとともに、老年人口の増加を踏まえた本市独自の視点として、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくりに取組むため、「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

以下に、秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた、都市機能の拡充等に係る予定施策を整理した。

表 3-5 都市機能の拡充等に係る予定施策

基本目標	政策	主な取組
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	子どもの安全安心の確保	・児童館等整備事業
安定した雇用を創出する	力強い農業経済活動の創出	・大規模園芸団地整備事業
秋田市への新しいひとの流れをつくる	移住の促進	・移住促進事業 ・空き家定住推進事業 ・多世代同居・近居推進事業
	観光振興とセールス・プロモーションの強化	・道の駅「あきた港」にぎわい創出事業
	芸術・文化によるまちおこし	・県・市連携文化施設整備推進経費
高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める	高齢者の多様な能力の活用	・民間事業者等によるCCRC構想への支援
	バリアフリー化の推進	・都市公園のバリアフリー化事業
	高齢者の移動手段の確保	・高齢者コインバス事業 ・バス交通総合改善事業
持続可能な地域をつくり、安全安心な暮らしを守る	秩序ある都市環境の形成	・中心市街地活性化基本計画推進経費 ・立地適正化計画策定調査経費
	公共施設の全体最適化	・秋田市公共施設等総合管理計画策定経費 ・戦略的な財産管理の実施
	交通機能の充実	・泉・外旭川新駅(仮称)整備調査経費 ・地方バス路線維持対策経費
	安全な生活の実現	・老朽危険空き家等対策経費
	新(省)エネルギー設備の導入拡大	・再生可能エネルギー導入支援事業 ・メガソーラー事業

出典：秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月）より抜粋